

公益財団法人群馬県スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://gunma-sports.or.jp/>

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	本協会は、群馬県が平成28年3月に策定した「群馬県スポーツ推進計画」の基本理念である「県民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整備し、明るく豊かな活力ある「スポーツ県群馬」の実現を目指し、この計画に沿って、群馬県と連携を行っている。このため、独自の組織運営に関する中長期基本計画は策定していない。 本協会独自の中長期計画の策定については、今後策定していく。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NIF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	評議員、役員、委員会委員及び職員、並びに本協会諸制度に基づく登録者等の規律について、本協会倫理規程により「基本的責務」「遵守事項」として法令遵守や社会規範上の不適切な行為を行わない旨を記載し、同規程により違反した場合の対処等について定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、各種規程を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	各規程等を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程、役職員等旅費規程及び事務局職員の就業規程並びに職員給与規程、職員退職手当支給規程等を整備している。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理運用規程を整備している。

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	1 加盟団体規程により加盟団体分担金の納入について定めている。 2 スポーツ少年団登録規程において、登録料の納入について定めている。 3 賛助会員規程において、会費の納入について定めている。
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	1 代表選手の選考に関しては、本協会としての選手選考規程は作成していないものの、倫理に関するガイドラインにおいて、公平かつ透明性ある選考を行うことを定めている。 2 国民体育大会の代表選手の選考は、各競技団体において選考された選手について、国民体育大会推進委員会により国民体育大会開催基準要項細則及び当該大会の参加資格に照合の上、選考している。また、理事会に報告している。 3 選手の権利保護については、倫理に関するガイドラインにより、指導的立場にある者と競技者との関係のあり方や各種大会の代表選手選考などに関し、加盟団体に適切な対応を求めているが、今後、各競技団体の取組状況を確認しながら、本協会としての役割を検討する。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	令和2年度に引き続き、弁護士を講師としたガバナンス、コンプライアンス研修を実施する予定。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	1 令和3年度はスポーツ少年団指導者研修会において、弁護士を講師に迎えコンプライアンス教育の一環として、倫理、暴力、ハラスメントの防止等の内容の研修を実施する。 2 国民体育大会に向けた結団式や監督会議等において、国民体育大会に出場する監督・選手や加盟競技団体の強化担当者等を対象とした、アンチ・ドーピングの情報提供並びに、アンチ・ドーピング研修会を県薬剤師会協力のもと実施する。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	経理の処理に関する会計規程を整備し、公正な会計原則を遵守している。 また、税理士事務所と顧問契約を締結しており、定期的な監査や専門的な助言を得て、公正な会計原則を遵守するための体制を整えている。
〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	1 助成団体の定める要項などに則って適切に処理し、助成団体による監査を受けている。 2 倫理規程により補助金、助成金等の会計処理に関し不正行為を禁じている。

原則	自己説明項目	自己説明
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、監査報告、役員名簿、他）を事務所に常備しており、要請に応じて閲覧できる状況を整えている。 また、事業報告・決算報告書、定款、役員名簿等をホームページで開示している。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考基準を含む選手選考に関する情報は開示していない。 国民体育大会の選手選考基準及び選手選考に関する情報については、各競技団体における選手選考基準など、選手選考に関する情報を今後、本協会ホームページにおいて公表する事を検討する。
[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	遵守状況を本協会HPで公表する。（令和3年10月30日予定）
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	定款に加盟団体として不適当と認められる場合の退会に関する権限を明記している。 加盟団体規程には、権限関係の明確化、組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援等についての一般的な規定はないが、事業にかかる補助金の交付にあたっては、事業実施要綱等で適正執行について定めており、指導・助言等を行っている。 また、各加盟団体の役員、行事、収支等について掌握するとともに、ヒアリングを実施し情報交換ができる機会を設けている。
[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	令和3年度も加盟団体事務局、評議員、役員を対象とした、ガバナンス、コンプライアンスに関する研修会を実施する予定。また、指導者協議会との連携によりガバナンス、コンプライアンス研修の資料を配布、周知の努力をしている。 今後、選手、指導者へのコンプライアンス研修、加盟団体へのガバナンス、コンプライアンス研修の実施を定着化すると共に、補助金等の扱いに関する会計等についても研修、情報提供を検討したい。